

三重県公報 火、金曜日発行 (当日が休日のと きはその翌日) 明治二十五年三月二十六日 第三種郵便物認可

三重県公報

第八千六百四十三号

昭和三十三年九月十九日

金 曜 日

目 次

一	条 例
一	警察署の名称、位置および管轄区域を定める条例の一部を改正する条例
二	告示
三	豚コレラ予防注射実施
四	公有水面埋立免許
四	公有水面埋立区域並びに工事設計変更許可
五	公有水面埋立工事しゅん工期間伸長許可
六	庁中事項
六	叙任及び辞令
六	公 告
六	役場位置の変更
六	立入検査証の亡失による無効
六	津都市計画復興土地地区画整理事業計画変更

条 例

◎三重県条例第三十八号

警察署の名称、位置および管轄区域を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年九月十九日

三重県知事 田 中 覚

警察署の名称、位置および管轄区域を定める

条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置および管轄区域を定める条例(昭和二十九年三重県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表三重県松阪警察署の項管轄区域欄中

「松阪市および飯南郡の全区域

多気郡の内 三和町、斉明村、

多気町、三和町、斉明村、を
西外城田村、勢和村の区域」

「松阪市および飯南郡の全区域」

多気郡の内
勢和村の区域

改め、

同表三重県熊野警察署の項管轄区域欄中

「熊野市の全区域」

南牟婁郡の内
神志山村の区域」

「熊野市の全区域」に

改め、

同表三重県熊野警察署の項管轄区域欄中

「南牟婁郡の内」

阿田和町、紀宝町、紀和町、
鶴殿村、市木尾呂志村の区域」

「南牟婁郡の全区域」に

改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、松阪警察署に
関する改正部分は、昭和三十三年九月三日から適用する。

告 示

◎三重県告示第五百二十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条
の規定により豚コレラ予防注射を、次のとおり実施する。

昭和三十三年九月十九日

三重県知事 田 中 覚

一 実施の目的

豚コレラ発生予防のため

二 実施する区域

多気郡、津市、安芸郡

三 実施の対象となる家畜の種類

豚

四 注射の方法

皮下注射

（クリスタルバイオレット不活化）

五 実施の期日及び区域

次のとおり

中央家畜保健衛生所管内

実施 月日 実施時間 実施 区域

九月二十四日 九時から 十六時ま 津市柳山、藤水一円
で 三重刑務所

◎三重県告示第五百二十一号

公有水面埋立について、次のように免許した。

昭和三十三年九月十九日

三重県知事 田 中 覚

一 願人の住所氏名

志摩郡磯部町渡鹿野 渡鹿野漁業協同組合

二 埋立の場所および面積

志摩郡磯部町渡鹿野地先海面

六二坪八合

三 埋立の目的

事務所、公民館並びに消防ポンプ車格納庫建設敷地

四 工事着手およびしゅん工期限

着 手 免許の日から一月

五 埋立免許の年月日

しゅん工 昭和三十四年一月十五日
昭和三十三年七月十五日

津市古河、江戸橋、阿漕一円

白塚、栗真、一身田一円

安東、梯形、片田一円

高茶屋、雲出一円

安芸郡河芸町豊津、上野、黒田一
円

安芸郡河芸町大里、高野尾一円

〔三重療養所〕

安芸郡安濃村草生、村主一円

安濃村安濃、明合一円

芸濃町明一円

芸濃町椋本一円

芸濃町安西、雲林院一円

津市相生町一円

多気家畜保健衛生所管内

九月二十四日 九時から 十六時まで 多気郡明和町大淀一円

多気郡佐奈一円

多気町相可一円

明和町上御糸一円

◎三重県告示第五百二十二号

公有水面埋立区域並びに工事設計変更について次のように昭和三十三年八月二十三日許可した。

昭和三十三年九月十九日

三重県知事

田 中 覚

一 願人の住所氏名

北牟婁郡海山町大字矢口浦四五八ノ一

和泉 卓司

二 埋立の場所および面積

北牟婁郡海山町大字矢口浦字高島下地先海面

一〇〇坪一合二勺

三 埋立の目的

真珠養殖作業場並びに資材置場造成

四 工事しゅん工期間

昭和三十三年十月三十一日

五 埋立免許年月日

昭和三十三年二月八日

二

一 願人の住所氏名

北牟婁郡海山町大字矢口浦三七六ノ二

中井 為吉

二 埋立の場所および面積

北牟婁郡海山町大字矢口浦字里地先海面
八七坪七合六勺

三 埋立の目的

宅地造成並びに道路敷に供する

四 工事しゅん工期間

昭和三十三年三月三十一日

五 埋立免許年月日

昭和三十三年四月十日

◎三重県告示第五百二十三号

公有水面埋立工事しゅん工期間伸長について次のとおり昭和三十三年八月二十七日許可した。

昭和三十三年九月十九日

三重県知事

田 中 覚

一 願人の住所氏名

北牟婁郡海山町大字矢口浦四二三ノ二

西村 幸雄

二 埋立の場所および面積

北牟婁郡海山町大字矢口浦字里地先海面
八十三坪四合三勺

三 埋立の目的

宅地および道路敷

四 工事しゅん工期間

旧 昭和三十三年八月十日

新 昭和三十四年六月十日

五 埋立免許年月日

昭和三十三年十月十日

庁 中 事 項

◎叙任及び辞令

昭和三十三年四月一日

大橋 則生	諸岡 学司	中山 茂	水谷多喜知
小林 茂	増田吉太郎	山口 薫	野呂 英雄
長谷川順一	杉本 善助	河北 寅夫	小宮 清和
宮村 圭一	宮川 喬	川戸八代生	高根 高士
真瀬宇三郎	飯坂 竹一	坂本雄太郎	山出 文夫
山口 政喜	谷口 汎	山川 喜久	加藤 仕
平岡 勝	高根 辰雄	梅原 育三	村田 弘
中北 幸助	福永利右伝	井ノ岡恭次	藤田 猛
島田 拙男	井上富士夫	今森 弘	三村三喜一
森 義隆	中森 実	米山 伝雄	村田 久嗣
岡田善一郎	片山 忠行	更家 永造	垣内 弘

堀家 敏郎

病害虫防除員を委嘱する。

鬼頭 善爾	伊藤 仙七	山下 房樹	多湖 茂
中山 正一	伊藤 幸助	村田 弘	中村 幸重
村西 清	森田甲子男	館 五郎	岡村 季郎
東川 正	佐藤 隆広	滝本 雅俊	島田 亘
田中 俊昭	伊藤 達良	宮田 正男	青木 健一
赤塚杉次郎	赤塚 季男	中川 浩志	赤塚 栄一
真瀬 勢一	白井 薫	松上 利久	酒井 新二
田中 勇宝	田中 静	長尾与三三郎	三谷 武
森川 正和	鈴木 覚郎	堀 勝	河原田 久
服部 重俊	宮田 治	鈴木 光広	山本 輔一
船木 果	寺田信次郎	岩崎 武一	村田 要松
刀根 貞	鈴木 登平	山本 祐輝	浜川 省
林 金作	米田富五郎	岡本 勉	岡田 弘平
奥田 多	藤岡 歳明	吉田 進	藤尾 格
山本善九郎	堀 清行	浜野 明	上野 康
福葉 英一	東川 義一	上岡 珍児	木村 真
西村 章	松永 久	久保 卓三	藤田 睦夫
内田 敏勝	佐藤 隆広	小林 秀雄	内田 幹夫
田辺 研一	太田 雅一	野地 義一	奥野 憲郎

病害虫防除員を解く。

昭和三十三年九月一日

三重県事務吏員 石川 里

三重県農業共済保険審査会委員を命ずる。

公 告

◎役場位置の変更

飯南郡飯南町において、昭和三十三年八月一日から次のとおりその役場位置を変更した。

新位置 三重県飯南郡飯南町大字横野五九三番地の一
旧位置 三重県飯南郡飯南町大字粥見三、九五〇番地

◎建築基準法第十三条により建築主事の携帯する証票及び宅地建物取引業法第二十一条により三重県吏員の携帯する証票のうち、亡失届のあつた次の証票は亡失の日以降無効とする。

昭和三十三年九月十九日

三重県知事 田 中 覚

一 証票の名称

建築基準法による建築物及び建築工事場立入検査証

1 証票番号

第九号

2 証票に記載された携帯者

職 氏名 技師 山本豊稔

3 亡失年月日

昭和三十三年九月六日

二 証票の名称

宅地建物取引業法第二十一条の規定に基づく立入検査証

1 証票番号

第九号

2 証票に記載された携帯者

職 氏名 技師 山本豊稔

3 亡失年月日

昭和三十三年九月六日

◎津都市計画復興土地区画整理事業計画の一部を変更したので、土地区画整理法第六十九条の規定に基く同法施行規則第四十条の規定により次のとおり公告する。

昭和三十三年九月十九日

三重県知事 田 中 覚

一 土地区画整理事業の名称

津都市計画復興土地区画整理事業

二 事務所のある地

津市大字津

三 事業計画の決定年月日(認可)

昭和二十二年六月二十二日

四 事業計画変更年月日

昭和三十三年九月十五日